

福島県土木部 ICT活用工事（土工1,000m3未満）実施要領 新旧表

頁	新	旧
5 実施証明書	<p>1～4 （省略）</p> <p>5 実施証明書 ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施運用を発行するものとする。<b>（発注方式、実施プロセス数に関わらない）</b></p> <p>附則 本実施要領は、令和5年3月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p><b>附則 本実施要領は、令和7年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</b></p>	<p>1～4 （省略）</p> <p>5 実施証明書 ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施運用を発行するものとする。</p> <p>附則 本実施要領は、令和5年3月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p> <p>附則 本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p>